

令和6年度第1回与謝野町多様性を尊重し合う共生社会づくり検討委員会
議事録まとめ

日時 令和6年7月5日（金）午後2時30分～午後5時05分

場所 加悦保健センター元気館2階視聴覚室

出席者（敬称略）

渋谷 節子	前田 洋佐 (オンライン)	澤田 将樹	西原 新介
市田 孝史	足立 英子	青木 学	村田 晋太郎 (オンライン)
後藤 昌典			

欠席者

後藤 公一

町 長

—

オブザーバー

—

事務局

福祉課 田辺課長	社会教育課 小谷課長	住民税務課 吉岡課長	住民税務課 坂根主幹
住民税務課 後藤主任			

1. 開会あいさつ（渋谷委員長）
（省 略）

2. 議事

（1）与謝野町パートナーシップ制度の導入に向けて **資料3-1** **資料3-2**（省
略）

（事務局）

事務局で府内の制度実施状況を一覧にまとめた（資料3-2）

たたき台として「パートナーシップ制度導入に向けて」（資料3-1）を作成。
主に制度名、第1条の趣旨、第3条の対象者の要件の3項目について、委員の
意見を伺いたい。

(主な委員意見等)

【1. 制度の内容 (宣誓/届出)】

○「宣誓」という言葉はハードルが高いのではないか。欧米の結婚式で宣誓をされたり、法的な場でも宣誓されたりするかもしれないが、このパートナーシップには向いてないと思う。婚姻するときも届出なので、届出でいいと思う。

○制度名を先に決めるのではなくて、町がこういう内容にしたいということをもまず決めて、それに合う届出か宣誓にする。後から決めてもいいんじゃないか。

○全国的にはどのような割合なのか。

⇒(事務局) 宣誓がほとんど。8~9割が宣誓である。

○効力が同じであれば、届出をして町が受理するというだけでいいんじゃないか。

宣誓は誓い合うという、気持ちを町が受け止めるというイメージになると思うが、気持ちの部分まで町が受け止める必要はなくて、ただ事実を受け止めるというスタンスで十分ではないか。宣誓は気持ち的な部分が入ってくるので宣誓までしなくていいよね、というふうになってしまうと思う。

○宣誓することによって、何かベネフィットが生まれるのであれば意味を持たせればいいと思うが、言葉の違いだけで、実利としては変わらないと思う。町としての一貫性という観点で決められるのもいいのでは。

○8~9割の自治体が宣誓を採用しているのに、それはちょっと違うのではということで、届出にするのは違うと思う。

法的な観点から考えると、届出は受理行為があって、双方の行為を関連できる。宣誓は一方的な意思表示で、宣誓する人だけが言っている。この人は宣誓していたよね、という事実行為を証明することなので、法的にも意味が変わってくる。届出は受理行為が入ってくるので、与謝野町の意味も入ってくる。宣誓は自分たちが宣誓しているだけで、よし悪しは判断していない。宣誓には軽いイメージが法的にはあると思う。法的には届出のほうが重いイメージがある。

○届出になると福知山市みたいに条例という議会の議決とか、婚姻届に近づいてくる。重い印象に近づいていく。要綱で町として、議会の議決を経ないものであれば、軽い宣誓という程度で。言葉の印象だけで決めてしまうのはどうかと思う。

○あとは当事者の方の意見も参考になる。どれだけの方がどっちを支持しているのか。婚姻届を出すときに宣誓したりはしない。そこがパートナーシップのときは宣誓という文言を付けて宣言をしなければならないのか、という

ところに違和感がある。

○結婚式の宣誓も何か法的効果は発生しない。法的には割と軽い行為だと思う。宣誓というのが、題材的にみんなに言うということではなくて。

○8～9割の自治体が宣誓制度にされているので、それなりの理由があったと思う。その考えを町も重視したらいいのでは。

○「宣誓書」を調べると、行政に対して条件を満たしていることを本人が申し立てるときに本人が宣誓書を出すと書いてある。公務員が就職するとき宣誓書を出す。第三者を意識する。行政に申し立てるという意味で宣誓書というのもある。このあたりが法的に、どうなのか。素人的にどう整理したらいいのか。

○宣誓に関しては本人が言うだけ。嘘偽りがあっても本人に責任がある。届出に関しては要件が揃って受理する。与謝野町が双方がパートナーだ、確かにそうだという立証があったと認識しないと受理にならない。分からないが、何か要件があって確認できれば届出にする。やはり宣誓が主流になっているのは、届出の場合の要件の検討、該当がいない。届出の場合には要件に該当するかをチェックしなければならないという行為が必要になるんじゃないか。

○宣誓制度は本人たちが宣誓しましたという、それだけだけど、届出はもう少し重いものになると。どれくらいの制度を与謝野町として作るのかというところ。宣誓だけなのか、もうちょっと踏み込んだものを作るのか。

○渋谷区に関して言うと、届出をする要件に、成年後見委任契約を相互に結びあって、その書類を持って渋谷区に届け出る。その書類を確認してもらって、その届出を受理してもらう。そしてパートナーシップの証明書を発行してもらうという流れ。ちゃんとした契約書をエビデンスとして公正証書を作って受理してもらう。おそらく東京都に関しては宣誓という形にしてエビデンスはなく、両者の合意で届出をして、それを認めるというスタンスだと思う。与謝野町として、実際の婚姻関係ではないけれど、それに準じた実利的なものにしたいのであれば渋谷区方式だと思うし、あくまで気持ちの問題だということであれば、東京都や他の自治体が採用している方式の宣誓でいけばいいのではないかと思う。

【2. 第一条（趣旨）について】

○性的マイノリティという言葉を使うと、一体何がマイノリティかと。そこでマイノリティを規定するのは難しいかと。そこで区分けをするのは、方向性としてすべきではないかなと。むしろ対象者をきちんと定めたほうがいいかもしれない。

○全体の条項に趣旨が反映される。あいまいな文言があれば趣旨にさかのぼって解釈するということになると思うので、全体の方向としてどういう条項になっているのか。ふさわしいほうにするのがいいのかなと思う。町民という感じだったら町民を主体的に出したらいいと思うし、性的少数者となると町民じゃなくてもいいのかなと。全体の調和がいるのかなと思う。

○京都市の趣旨の書き方が一番包括されている。いろんな問題が出てきたときに趣旨に戻るという意味合いも含めて、ある程度多様な捉え方ができるような書き方のほうがいいのかなと思う。LGBTという言葉を使うと、そこに集約されてしまう。そういう意味でも「すべての人が性に関する偏見や差別への理解」というほうが、全体的に資すると思う。

○町民が主語がいいと思う。

○京都市の内容が一番しっくりくると思いました。

○京都市に一番賛同できるというか、いいと思いました。こういう内容で与謝野町バージョンを作ってもらったらいいかな、と思いました。

○気持ち的には町民が主語のほうがいいと思うが、町全体として町民の合意が取れていない状況、取組自体がまだまだ浸透していない状況だと判断するならパターン①のLGBTQを主語にしたほうが妥当だと思う。

○異性であっても申請できるのか。婚姻届を出したくないけど、パートナーである異性と宣誓することはできるのか。LGBTQに限定する意味があるのか。⇒事務局のイメージは、自分の生まれ持った性に違和感を感じて戸籍の性を受け入れてない異性同士が結婚する場合、自分が女性なのに「長男」ということがどうしても受け入れられない方を想定したら、異性のパートナーシップ制度もあるのかな、と思う。本来、婚姻届が出せる状況の方にパートナーシップ制度は必要なのかということを考えていたが、そういうこともあると思うので異性同士でもと考えています。

【3. 第3条（対象者の要件）について】

※ 時間の都合上検討できず

（2）先進事例紹介（京都市）

京都市のパートナーシップ制度とLGBTQ施策について、事務局が調査しまとめた資料をもとに事例紹介を行った **資料2**（省略）

事務局から資料2について説明

(3) 令和6年度与謝野町多様性を尊重し合う共生社会づくり検討委員会スケジュール **資料1**

令和6年度の検討委員会は、4回を予定。

第2回は、10月3日(木)～10月11日(金)に予定

第3回は、11月18日(月)～11月29日(金)に予定

第4回は、来年1月27日(月)～2月7日(金)に予定

①「与謝野町パートナーシップ制度の導入に向けて」

第1回目(本日)、先ほど協議していただき、様々な視点からご意見をいただいた。

第2回、本日いただいたご意見を反映させた事務局の要綱案を、みなさまにご確認いただき、要綱内容の精査をしたい。

第3回、内容を精査した要綱の最終案について、委員のみなさまからご意見をただ12月頃の完成としたい。

②「京都市のパートナーシップ制度及びLGBT施策に関する取組み」

先進事例として本日紹介した。

③多様性を尊重し合う社会を実現するための与謝野町における課題抽出・原因・解決

(第1回目)

・多様性を尊重し合う社会を実現するための課題抽出・原因・解決のために、これまでの振り返りとして、「町長からの諮問内容の確認」をする。

・アンケート調査結果における与謝野町の現状や、住民のみなさまからいただいた意見を抜粋してあるので、与謝野町における課題や原因、解決方法やありたい姿の参考(ヒント)にさせていただく。

・多様性のアンケート結果において、教育現場での啓発の実施が必要な取組の上位であり、教育に関する意見もあったので、「学校における多様な性に関する指導等の現状及び与謝野町の取組」について、社会教育課の人権教育指導員の後藤委員からお話しいただき、学校教育における現在の状況等を説明する。

(第2回目)

町の課題の抽出・原因はなにか・解決方法やありたい姿を協議いただくことで、与謝野町の目指す方向性が見えてくると考えている。

(第3回目)

第2回の意見を反映した5割程度の答申(案)の骨子を協議。ある一定の基本的な考え方や推進するための取組をまとめる。

(第4回目)

完成度9割程度にした答申(案)の内容を確認し、ご意見を頂戴したい。令和7年2月下旬から3月上旬に、完成した答申を正副委員長から町長へ答申。

④「町民向けガイドブック」

第2回で案をご覧いただき、ご意見を頂戴したい。みなさんのご意見を反映した町民向けガイドブックを、第4回の検討委員会でお配りする予定。

⑤その他

・企業向けLGBTQ研修…10月に実施予定。

(4) 第2回多様性を尊重し合う共生社会を実現するための課題抽出・原因・解決のための振り返り

・学校における性の多様性に関する指導等の現状及び与謝野町の取組 **資料6**
後藤委員から資料6について説明

・諮問の確認 **資料4**

※ 時間の都合上検討できず

・アンケート調査結果(抜粋) **資料5**

※ 時間の都合上検討できず

(5) その他

小谷課長から7月27日に知遊館で開催される「人権の集い」について告知

3. 閉会あいさつ(田辺課長)

(省略)

終了(17時05分)